ごみピット等転落事故防止対策及び 救助活動実施要綱

第1章総則

(目的)

第1条 この要綱は、処理センターのごみピット及び加瀬クリーンセンターの ごみ受入れホッパー投入口付近で行われる作業時に発生する、ごみピット等 転落事故の防止及び転落事故発生時に、救助活動が安全かつ迅速に遂行でき るよう必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

(1) ごみピット等

各処理センターのごみピット及び加瀬クリーンセンターのごみ受入れホッパーをいう。

(2) 転落事故

ごみピット等への転落事故をいう。

(3) 処理センター等

浮島処理センター、堤根処理センター、橘処理センター、王禅寺処理センター及び加瀬クリーンセンターをいう。

(4) 施設長

処理センター等の所長をいう。

(5) 搬入者

ごみピット等に荷降ろしをする全ての者をいう。

(6) 安全教育

転落事故防止のための講習会等をいう。

(7) 安全器具等

転落事故防止のための安全柵、安全帯、安全帯 止め金具、その他の安全対策用の器具等をいう。

(施設長の責務)

第3条 施設長は、転落事故を未然に防止するため、常に転落事故防止対策に 関する情報を収集分析するとともに、安全器具等の設置、その他自施設に 適した設備を充分に検討し、必要な措置を講じる。

(処理センター等職員の責務等)

第4条 処理センター等職員は、環境局安全作業要領及び自施設の安全衛生管理に関する規程を充分に理解し、投入ステージにおいては施設長の業務を代行し、搬入者に対し安全な荷降ろし作業について指導を行う。

(搬入者の責務)

第5条 搬入者は、この要綱に定める遵守事項を充分に理解し、荷降ろし作業 に当たっては処理センター等職員の指示に従い、安全の確保に務める。

第2章 転落事故防止対策

(安全教育)

第6条 施設長は、処理センター等職員を投入ステージ内管理業務に従事させる場合には、あらかじめ当該職員に転落事故防止及び、搬入者への指導

等を行えるよう安全教育を実施する。

- 第7条 施設長は、搬入者に対して転落事故を防止するための啓発に努める。 (遵守事項)
- 第8条 処理センター等職員及び搬入者が荷降ろし作業時に遵守する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 共通遵守事項
 - ア 施設長が定める立入禁止区域に立ち入らない。ただし、立入禁止区域への進入が必要となった場合には、施設長が定める必要な安全器具等を装備する。
 - イ 車両を投入口へ誘導する場合には、施設長が定める安全区域で誘導 する。また、誘導者は自身の安全を確保した上で作業を行う。
 - ウ その他、施設ごとに定める安全基準に基づいた作業を行う。
 - (2) 処理センター等職員の遵守事項
 - ア 搬入者に対して、適切な投入口を指示する。
 - イ 投入口に設置してある安全器具等が不良の場合は、当該投入口は使用させない。
 - ウ 搬入者の不安全行動を発見した場合は、直ちに改善するよう指導する。
 - エ 上記の指示等に従わない場合は、荷降ろし作業を中止させ、施設長に報告する。
 - (3) 搬入者の遵守事項
 - ア 荷降ろしする投入口は、処理センター等職員の指示に従う。
 - イ 荷降ろしをする車両の運転者は、誘導者の位置を確認し、合図に従って最徐行で運転する。
 - ウ その他、処理センター等職員の指示に従うこと。

第3章 安全器具等の点検

(安全器具等の点検)

第9条 施設長は、安全器具等を定期的に点検し、常に使用できる状態にしておく。

第4章 救助対策等

(救助用機材等の設置)

第10条 施設長は、転落者救助のため必要な機械設備、用具、測定器等を 設置する。

(救助隊及び救助)

第11条 施設長は、転落事故発生時には処理センター等職員をもって救助 隊を組織し、転落者救助のため最善を尽くす。 (作業手順等)

第12条 施設長は、転落者救助について「ごみピット等転落者救助作業手順」を作成し、定期的に救助訓練を実施する。

(救助隊員の教育)

第13条 施設長は、前条の訓練のほか、専門家を招請して実務講習会を開催するなど、救助隊員の知識を高めるよう務める。

第5章雜則

(搬入の中止等)

- 第14条 施設長は、搬入者がこの要綱に定める遵守事項を励行しない場合 は厳しく指導し、指導に従わない場合は、荷降ろし作業を中止させ、退場 させることができる。
- 第15条 施設長は、前条の退場措置をとったときは、搬入事業所長又は申請責任者に対し、荷降ろし作業を中止させた状況及び改善すべき事項を通知する。

(事故報告等)

- 第16条 施設長は、転落事故が発生した場合、直ちに局長に報告する。 (施設長への委任)
- 第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関する必要な事項は、施設長が定める。

附則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。